

第一類 第十一号)

農林委員会議録 第二十六号

(五〇九)

昭和二十四年五月十九日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

小笠原八十美君

實君

理野原正勝君

理坂本東介君

理坂本東介君

理深澤正君

理吉川正君

理事長谷川四郎君

遠藤義守君

久衛君

河野謙三君

坂田英一君

平野三郎君

村上清治君

石井繁丸君

竹村奈良一君

寺崎覺君

農林大臣

森幸太郎君

原田雪松君

平野淵通義君

東畑四郎君

平田敬一郎君

(國有財產局長)大藏事務官

(農政局長)農林事務次官

(農林事務官)農林事務官

(食品安全委員会)農林事務官

(農林事務官)農林事務次官

(農林事務官)農林事務官

(農林事務官)農林事務官

(農林事務官)農林事務官

(農林事務官)農林事務官

(農林事務官)農林事務官

委員外の出席者

(食糧管理局)企画課長

(農林事務官)企画課長

(農林事務官)企画課長

(農林事務官)企画課長

(農林事務官)企画課長

(農林事務官)企画課長

(農林事務官)企画課長

岩隈博君

出席委員

五月十八日

委員田中彰治君辞任につき、その補欠として原田雪松君が議長の指名で

委員に選任された。

委員大森玉木君辞任につき、その補欠として小林運美君が議長の指名で

委員に選任された。

委員大森玉木君辞任につき、その補欠として小林運美君が議長の指名で

委員に選任された。

委員に選任された。

五月十八日

酪農業振興臨時措置法案(小川原政信君外十名提出、衆法第一三号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十四名提出、衆法第一四号)

食糧配給公團法案(内閣提出第二二二号)

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第六号)

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水產物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第七号)

農業災害補償制度改善に関する請願(花宗川酒見堰拡張工事施行の請願(中島茂喜君紹介)(第一七三一号)見沼代用水路改修工事施行の請願(中島守利君外四名紹介)(第一七〇九号))

農業災害補償制度改善に関する請願(中島茂喜君紹介)(第一七三一号)見沼代用水路改修工事施行の請願(中島守利君外四名紹介)(第一七〇九号))

(江崎眞澄君紹介)(第一七三四号)

農地委員会機構縮小反対に関する請願(廣川弘禪君紹介)(第一七三六号)

競馬の國営及び公營制度存続の請願(上林山榮吉君紹介)(第一七三七号)

競馬の國営及び公營制度存続の請願(上林山榮吉君紹介)(第一七三七号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十四名提出、衆法第一四号)

木炭用自動車の薪轉換に関する請願(満尾君亮君紹介)(第一八三五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)

特殊勝馬投票券に関する法律案(内閣提出第一七一号)

肥料配給公團令の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

食品配給公團法案(内閣提出第二二〇号)

○小笠原委員長 これより会議を開きます。

○井上(貢)委員 競馬法の一部を改正する法律案の修正案について、その修正案の内容を御説明申し上げたいと思います。

正の内容を御説明申し上げたいと思いまして。御存じの通り競馬法が施行されました。まして、その競馬法の施行による競馬の開催が、一体何を目的としておるか

ということを、本委員会において政府当局にあらゆる角度からの質疑を行いましたところ、一つはわが國の農業を近代化する一環としての有農業化の基本となる畜産の奨励をやりたい。さらには一つは國家財政のきわめて困難な現状から、浮動購買力を吸収しまして、財政收入を増加したい。さらにまた敗戦後わが國の陰鬱な世相をできるだけ明暦化するために、健全なスポーツとして開催したい。

大体この三つの大きな要素を持ちまして競馬が施行されておるのであります。しかしながらあと二つであります浮動購買力を吸収して國の財政收入を増加するという点と、明るいスポーツ目標とするといふ点では、一部目的を達しておると存じますけれども、農林省が主導局として当然やらなければならぬ畜産奨励

それでは競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査を進めます。井上良一君より本案に対する修正案が委員長の手元に提出されています。これにて開催した結果であります。以上御報告いたします。

この際御報告いたしておきます。井上良一君より本案に対する修正案が委員長の手元に提出されています。これにて開催した結果であります。以上御報告いたします。

の面に対しして、まつたく手が打たれてない、ということが、予算の措置において明瞭化されましたので、そこで私は特に同僚各議員の御了解を得まして、また各党各派の了解を得まして、この一部を次のように修正する。第八條の改正規定の次に次のように加える。第十一條の次に次の一條を加える。第十二條の二、政府は、勝馬投票券の発賣による收入金のうち、勝馬投票券の賣得金の総額から拂戻金及び返還金の総額を控除した残額の三分の一に相当する金額を、畜産業の振興のために必要な経費に充てなければならない。前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。」こういうぐあいに競馬から上つて参ります賣得金の総額をやら、拂いもどし金及び返還金の総額を控除しましした残額の三分の一に相当する金額を、畜産業の振興に充てようとする修正であります。それからいま一つ、競馬金般の問題につきましてはいろいろ問題がたくさんござりますので、本競馬法を一定限度のわくをきめましてその間に国会として十分検討を加えまして、さらに競馬が合理的、田滑に行われる方途を講ずる必要がありましてので、この一項を加えまして修正をいたしたいと思います。そこで「第一

十條第三項から第五項まで及び第七項、第二十三條第一項並びに第二十五條第一項の改正規定中「指定市」を「指定市町村」に改める。第三十四條の改正規定の次に次のように加える。第四十條中「施行の日から一年を経過した日までに、「を昭和二十五年三月三十日までに、「に改める。」

○小笠原委員長 起立紹員。よつて本案は全会一致をもつて修正議決されました。

第五條第八号を次のように改める。
八 受託銀行等があるときはその名稱

第九條を第十條とし以下順次一條づつ繰り下げ、第八條の次に次の二條を加える。

が、これは競馬が畜産振興なり、健全なるスポーツの振興ということを目的いたしておりますので、この際この賣得金につきましては、特に畜産の振興のためにこれを使うというようなことに改めたい、かようく考えるのであります。

○小笠原委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。それではさよう決します。

(畜産業の振興費への充当)

さらにもう修正の第三点であります
が、これは先に原健三郎君ほか六名の
方から提出されました競馬法一部改正
に伴いまする條文の整理に過ぎないの
であります。以上の修正と、二つとも

○小笠原委員長 次に特殊勝馬投票案
に関する法律案を議題とし、その審査
を進めます。この際御報告いたすこと
があります。坂本委員より本案に対する

もとし金 送還金万円で第四條のお
定に基き受託銀行等へ支拂う手数
料の総額を控除した残額の三分の
一に相当する金額を、畜産業の振
興のために必要な経費に充てよとす。

○小笠原委員長 これにて本案に付す。

る修正案が委員長の手元に提出され
おります。これは印刷物として諸君の
お手元に配付しておる通りであります。

2 前項の規定の適用については、各年度において、金額の算出は、(略) 金額の算出は、(略)

る修正案の趣旨説明は終りました。それではまず特殊勝馬投票券に関する法律案並びに修正案を一括議題とし、討

○坂本(實)委員 ただいま議題と相なつては、以上御報告いたします。それで、この際修正案について坂本君より説明を求めます。坂本君。

その年度の予算金額によるものとする。

○松浦委員 この際討論を省略いたしまして、ただちに採決せられんことを望みます。

りました特殊勝馬投票券に関する法律案につきまして、各党各派を代表して、その修正についての趣旨を申し述べたいと存じます。まずその修正案を

同條第一項中「その通常の業務の専定と」を削る。

○小笠原委員長　ただいまの松浦君の動議に御異議ありませんか。

朗読いたします。
特殊勝馬投票券に関する法律案の一部を次のように修正する。

「託銀行」を「受託銀行等」に改める。
附則第二項中の競馬法第二十一條の二の改正規定中「指定市」を「指定市町村」に改める。

す。それではただちに政府原案並びにそれに対する修正案を一括議題として採決いたします。採決の順序は、まず

第三回第一項中「銀行」(日本銀行)を除く。以下同じ。」の下に「又は農林大臣の指定する法人」を、同條第二項中「銀行」の下に「又は農林大臣の

以上が修正案の案文であります。
修正の第一点は、この特殊勝馬投票券を発賣いたしまする期間を、農林大

原案を採決いたします。

指定する法人を加え、同條第四項中「委託した銀行(以下「受託銀行」という。)の商号」を「委託した銀行又は法人(以下「受託銀行等」という。)の

臣の指定する法人、すなれど寄産に限
係いたしまする團体等にも發賣させること
ために、かような修正をいたしたいと
思うのであります。

御起立を求めます。

名称」に改める。

さらにまた修正の第二点であります

次にただいま修正と決しました部分

を除いた政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

にこの法案をして生ましめた結果になつておるのであります、われ々か

ません。さらにまた消費数量を日々わくをきめ、またこれを一般消費人口、

す。今回のこの法律案の改正の要点も、この主要食糧の配給統制の厳正かつ

化するというのです。これはしばしば問題にも相なつておるのであります。

〔総員起立〕
○小笠原委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて修正議決せられました。

なおこの際本案に関する委員会の報告書についてお詰りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○小笠原委員長 ではおとうに決定いたしました。

○小笠原委員長 次に食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査を進めます。

審査を進めます。

いたします。井上君。

○井上(良)委員 ただいま上程になりました食糧管理法の一部を改正する法律案に、日本社会党は反対でありま

す。この法律は、そもそも現在政府の與党たる民主自由党が、かつて野党時て、つれづれの公認登録を通じて、主

代から過ぐる総選挙を通じまして、住出後の米の自由販賣なるスローガンを掲げて、いかにも米の自由販賣が安易にできるがごとき印象を國民に與え、さうこそ、生産農民に対する、其出後の

に米が自由に賣れる状態にあるといふ印象を中外に宣傳したことによつて、この政策の裏づけになつておりますいわゆる現れる司令部のメモランダムとなつて現れて來ております。これはまた政府の無責任をわざとらしく宣傳の結果が、逐

にこの法案をして生しましめた結果になつておるのでありますと、われくから考へますと、少くともその人口の動態、後から後へとかわり行く姿といふものが完全に把握されない現状において、これにかわらぬ法律をもつて調整をしようとするところに、この法律の大きなむりがあるのです。これは先般私どもの質疑において明らかになりました通り、中央の持りますところの数字と、地方府県及び市町村の持つておりまする数字との食違い、この食違いを調整するのには、その食い違つた具体的な事実を政府に申告し、政府が納得しなければこれの調整ができるない事態になつておる。かりに政府が了解をいたしましても、そのいわゆるだぶつきます人口に対する配給量は、翌月かそのまた翌月でなかつたならば、現物が実際配給できないという事情にあるのです。かくのごとき大きなわくをはめて、月々その配給指示を縣知事から市町村に至るまでいたしますことは、現実に動き働くところの食糧を、実際に非常なぎゅうつなものにしまして、下部の國民大衆は非常な迷惑をするという現実を、われわれは見のがしてはならぬ。特にこの法律は弱い者いじめ、力のない者をいじめようとする法律でありますから、私どもは絶対にこれに賛成はできません。

くをきめ、またこれを一般消費人口、労務者用、あるいは農家用あるいは婦・引揚・病院用等、それぐわくを設けて、その間の何らの融通を認めないとすることになりますと、實際上末端配給においては、どうにもならぬ状態が現れ、この点からも賛成はできないの円滑な配給というものは行われないと、いう事實をわれくは指摘いたしまして、この点からも賛成はできません。特にわく外にはみ出しますし、特に人口に対する應急米については、その内容なり、その運営なりについて全然明記してありませんし、またその量についてもほとんど明らかにさせません。今日これをこのまま通過させました場合は、末端の食生活といふものは非常な混乱を來しますし、特にこれから大端境期を控えまして、食生活が非常にきゆうくつになる現状において、かくのことき法案を成立せしめますことは、國民生活に不安を醸し、食糧の前途に対する非常に大きな不安を與えます關係からも、この法案には遺憾ながら賛成するわけには参りません。

す。今回のこの法律案の改正の要點も、この主要食糧の配給統制の嚴正かつ効率的な運営を目的とするのであります。もとよりわれくは日本の食糧が一日も早く自給自足でき得る態勢に持つて行きたいということについていは、不斷の努力をいたしておるのではありますが、しかしながら今日の実情からいたしまするならば、少くともこの点に一段の合理性を與えなければならぬことは、申すまでもないと思ふのであります。しかしながら、今日の実際の配給の実情を見ますると、昭和二年三月の配給計画の策定にあたりまして、必ず基礎的な問題となります消費者人口、つまり一般の消費者、労務者、轉落農家等を正確に把握することが必要なのでありますて、この点につきましては、われくはより以上政府の努力をもとを要請しなければならないと思うのです。ですが、かような際に、たまく連合軍司令部から、三月二日付をもととして、主要食糧の配給制度の強化に関する件といふ覚書が日本政府に発せられたのでありますて、私たちはかういう寒情からいたしまして、少くとも配給計画を立て、その計画に基いて忠実にこれを実施して行くということをすればならないと思うのであります。しかしながら今日からも御指摘がありました通り、消費者人口の正確なる把握をすること、さらにまた轉落農家等に対します措置を講じなければならないことは、申すまでもないのです。

化するというのであります。これほんばは問題にも相なつておるのであらまして、この点を、いわゆる第九條に基きまして委任命令を発した場合に、は、その命令の規定について直接の効力を持たないで、この際改正しますることも、またむしろ遅きに失するのであります。当然であると思うのであります。

さらにもう食糧配給公團の資本金額の問題でありますと、私どもはこの公團の運営ということにつきましては、十分検討しなければならないといたのであります。が、公團形式による統制を必要といたしまする今日いたしましては、これの増額もまたむを得ない措置かと思うのであります。私たちはこの法案の改正によりまして、もつと根本的には供出制度の改善をして、しかもまた配給制度におきますと、一段とこれが適正妥当に行われますることを要望いたしまして、本に賛成の意見を申し述べるものであります。

○小笠原委員長 深澤君。

○深澤委員 食糧管理法一部改正にはしまして、日本共産党は反対の意を表明するのであります。

まず食糧管理法の成立は、昭和十一年でありますと、戦時立法でありります。つまり戦時統制の基礎の上にこれを法律がつくられたのであります。その後数回の改正がありましたがけれども、依然として戦時統制の精神がこの法律を貫いておることは、間違いない事実

であります。米の強制買上げが決定されており、全國の農民の間から、米價の決定は、民主的に生産者の意見も取入れて決定さるべきであるという要求があるにかかわらず、米價の決定は依然として政府の一方的な決定によつて、忍從しなければならないという、この内容を持つておるところの食糧管理制度こそは、まさに農民抑圧の法律である。従つてよし改正するとするならば、今日の食糧問題を解決し、そのために努力しておりますところの農民の要求を取入れて改正しなければならぬい。しかるにこのたびの改正は、逆にこの農民に対するより一層の重圧を加える内容を持つておるのであります。

第一点といたしましては、農林大臣が地方の都道府縣に対しまして、毎月毎月配給の計画に基いて数量を割当てるのであります。しかし從前定の数量をきめた以上は、それから増額することはできないという内容をまづ持つておるのであります。しかるに各府縣とも、一般消費者用ももちろんであります。が、特に農家保有、配給用の食糧につきましては、中央の査定と地方政府の実情とに著しく差があるのであります。この問題につきまして常に地方と中央との間に摩擦のあつたことは、われくも生々しい体験としてそれを経験いたしておるのであります。特に完全保有農家が裸供出をしては、一應保有優先の原則がきめられた場合に対する還元米のごときは、このたびの措置によつて、おそらくこの還元米といふものが許容せられないといふ結果になると思うであります。しきましては、食糧確保臨時措置法によつては、

れではおりまするが、實際に行はれておる事情を見ますると、これは食糧管
理局長官も明言されておりまするよ
うに、供出優先の形において行われて
る。いわゆる裸供出が強制されておる
のであります。しかも食糧確保臨時措
置法にあるところの補正の問題につ
ても、まったく実情を無視したところ
の天くだり的な、形式的な補正が行はれ
ておるために、完全保有農家とい
ども、裸供出をせざるを得ないといふ
ような状態であります。そのために二
十三年度の供出におきましても、埼玉縣
において、あるいは群馬縣におい
て、その他全國各府縣において、悲惨
なる完全保有農家の飯米要求が出てお
るというような結果になつております
す。これに対しまして、政府自体がき
められた配給量のわくをふやさないとい
う結果になりまするならば、この字
全保有農家の飯米に対しまして、非常
に大きな暗影を投するものである、こ
ういうことをまずわれくは申し上げ
なければならぬのであります。

問題を窮地に陥れるものである。ということをわれ／＼は断じまして、これに反対しなければならない。それから、井上さんも指摘されましたように、各わく内におけるところの融通操作ができないということによりまして、おそらく全体の配給計画に對して非常な混乱を巻き起すということもまた間違いない結果であると考えまして、この意味においても賛成することはできな

國各地におきまして、公團運営に對する不正実態を無視したしまして、形ばかりの不正事実を認めてしまつては、断じてわれくは贅成できない。もしも増額するならば、上位の經理關係において、公團の資本金を増額すべきであるというようなことを對しましては、断じてわれくは贅成できません。現在全日本の公團のかかる不正事実を嚴重に検査いたした結果において、資本金の増額をすべきであるというべきが、いに考へるのであります。こういう点が全然考へられていないような本改正案に対しましては、わが日本共產黨は、農民の飯米の問題、一般消費者の立場から、断じてこれに賛成することはできない。こういう意味を持つておるものであります。

○小笠原委員長　寺島君。
○寺島委員　私は民主党與党派を代表しまして、本案に賛成をするものであります。申すまでもなく本案は三つの点について改正の趣旨が要約せられておるのであります。第一点は、末端に対する配給統制強化の問題に対しましては、本案施行の後におきまして、おそれらの農園を持つておられる人々に、非常な窮迫状態がやつて来るだろうということを予見するにやぶさかでないのです。そらく一部轉落農家、ないしは一部の菜園を持つておられる人々に、非常にあります。また土木事業を起す場合等における操作等にも、若干の支障を起すであろうとは考えますが、連合軍より参りました覚書の趣旨等にもかんがみますして、政府は本改正のかかる弱点を講包藏いたしておると、いふことをよく御認識くださいまして、これが取扱いに遺憾ながらしめ、しかしてかかる轉落農家、その他悲痛な要望に対して、その犠牲がきわめて少いような措置を講ずることをお願いいたしたいのであります。

○小笠原委員畏
寺島君。

良
寺島君。

開くことによって、今日の疑い

をコントロールしようとする政府御當

局の御苦心のあとはわかりますが、さ

らに來國会においては、十分な御準備

を加えられまして、かかる疑いが、し

かも事、主食の全体の上に、しかも國

民生活と切り離すことのできない本立

法の上に持たれないような御努力を特

にお願いいたしたいのであります。

第三点は公團出資金増額の問題に対しましては、政府は特に本増額がいわゆるルーズに使われないように、格段の処置をせらんことをお願いいたしました。

○小笠原委員長 他に本案に対する討

論の御発議はありませんか——別にな

いようでありますから、これにて討論は終結いたしました。

引き続き本案に対する採決に移ります。

原案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案通り可決されました。(拍手)

なおこの際報告の件についてお詫びいたしますが、これは先例によりま

すが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさよう決します。

○小笠原委員長 次に移ります。
○松浦委員 この際日程を追加し、農業災害補償法の一部を改正する法律案の審査を進められることを望みます。
○小笠原委員長 ただいまの松浦君の

動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それは農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提案の理由の説明を都合によりまして坂本實君より願うことになります。

第三点は公團出資金増額の問題に対しましては、政府は特に本増額がいわゆるルーズに使われないように、格段の処置をせらんことをお願いいたしました。

○小笠原委員長 他に本案に対する討

論の御発議はありませんか——別にな

いようでありますから、これにて討論は終結いたしました。

引き続き本案に対する採決に移ります。

原案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案通り可決されました。(拍手)

なおこの際報告の件についてお詫びいたしますが、これは先例によりま

すが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさよう決します。

○小笠原委員長 次に移ります。
○松浦委員 この際日程を追加し、農業災害補償法の一部を改正する法律案の審査を進められることを望みます。
○小笠原委員長 ただいまの松浦君の

百三十一條第一項、第百三十二條か

ら第百三十四條まで、第百三十八條か

ら第百四十一條まで、第百五十三

條第二項及び第百五十六條中「農業

共済保険組合」を「農業共済組合連合

会」に第六十七條第二項中「農業共

連合会登記簿」に改める。

第十五條第一項に次の二号を加え

る。

三 第八十三條第一項第四号の任

意共済事業を行う農業共済組合

にあつては、当該農業共済組合

の区域内に住所を有し、当該共

済事業の共済目的である農作物

の耕作の業務を営む者又は当該

共済事業の共済目的である農產

物、建物若しくは農機具等を所

有する者で農業を営むもの

に該当しないものに改める。

第十九條第二項中「第十亜條第一

項第二号のみに該当するもの」を「第

十五條第一項第一号に該当しないも

のに改める。

第二十條中「第十五條第一項第一

号又は第二号」を「第十五條第一項各

号に改める。

第三十條第一項第五号の次に次の

一号を加える。

五の二 共済事業又は保険事業の

種類

第三十條第二項を第三項とし、第

二項として次の二項を加える。

二 農業共済組合の定款には、前項

の事項の外、総代会を設ける場合

には、総代の定数及び選舉に関する事項

の規定を記載しなければならぬ。

第三十五条に次の二項を加える。

理事は、必要があると認めるとき

は、何時でも臨時総会又は総代

会を招集することができる。

第三十六条に次の後段を加える。

総代が総代総数の五分の一以上

の同意を得て、會議の目的たる事

項及び招集の理由を記載した書面

を理事に提出して総代会の招集を

請求したときも、また同様とす

る。

三十七條、第三十九條第一項及

び第八十一條中「総会」の下に「又は

総代会」を加え、第三十七條及び第

三十八條第三項中「総会招集」を「總

三十九條第三項中「總会招集」を「總

三十九條第三項中「總會」とす

る。

第三十七条、第三十九條第一項及

び第八十一條中「總會」の下に「又は

總代會」を加え、第三十七條及び第

三十九條第三項中「總會招集」を「總

三十九條第三項中「總會招集」を「總

三十九條第三項中「總會」とす

る。

についての変更を除く。事業

報告書、財産目録、貸借対照表、

足金処理案、合併及び解散の議

決並びに第百十一條の議決

解散に因る財産処分の方法又

は決算報告書の承認

総代の定数は、三十人以上でな

ければならない。

総代は、農業共済組合の組合員

でなければならない。

総代会には、第四十三條第二項

及び第四十四條並びに民法第六十

四條及び第六十六條の規定を、総

代には、第三十一條第三項乃至第

五項、第三十二條及び第四十一條

の規定を準用する。この場合にお

いて、民法第六十四條中「第六十

二條」とあるのは、「農業災害補償

法第三十八條第三項」と読み替え

るものとする。

第八十三條第一項に次の二号を加え

る。

四 任意共済

第八十四條に次の二項を加える。

農業共済組合は、任意共済にあ

つては、第一項第一号に掲げる食

糧農作物以外の農作物、農産物、

建物、農機具その他命令で定める

合員に対し共済金を交付するもの

とする。

第八十五條に次の二項を加え、同

條第一項中「第八十三條」を「第八十

三條第一項第一号乃至第三号」に改

め。

農業共済組合は、その所属する

農業共済組合連合会が第百二十一

指摘せられたところであり、農業災害補償法制定の附帯事項となつておりますし、また旧農業保険法のもとにおきましても、共済事業を、総合的に実施して、家屋、地方的特殊農作物等の共済におきまして、相当の実績を記録いたしておりますのであります、これらの事実にもかんがみまして、この法律案では、現行の政府が再保險を行います農作物、蚕糸及び家畜についての農業共済團体の必須共済事業のほかに、團体限りにおいて任意に行うことができるものとして、地方的特殊農作物、建物、農機具、輸送における家畜等を対象とする共済事業を加えたのであります。

第二は、牛馬を死亡・廃用共済に付する義務に関する事項であります。家畜

中牛馬は、申すまでもなく重要な一つの原因となつてゐる現状にかんがみます。

第三は、農業共済組合の総代会に関する事項であります。現行法では、市町村の農業共済組合の総代会に関する規定がございませんので、農民の方々は、農繁期におきましても、再三開催されます臨時総会に、その都度みずから出席しなければならないので、このことは、事実上困難が伴うばかりでなましまして、この法律案では、農業共済組合に、三十人以上の総代からなる

おきまして、相当の実績を記録いたしておりますのであります、これらの事実にもかんがみまして、この法律案では、現行の政府が再保險を行います農作物、蚕糸及び家畜についての農業共済團体の必須共済事業のほかに、團体限りにおいて任意に行うことができるものとして、地方的特殊農作物、建物、農機具、輸送における家畜等を対象とする共済事業を加えたのであります。

第四は、農業共済保険組合の名称の変更に関する事項であります。現行法が使用しております都道府県の農業共済保険組合という名称は、市町村の農業共済組合の共済責任を保険するといふ同團体の事業の性質から名づけられたものであります。がこの法律案におきましては、農業共済保険組合を農業共済組合連合会という名称に改め、農家が直接組織する市町村の農業共済組合の連合体であるといふ組織上の関連を明確に表現することとした、事業運営の便宜を考慮いたしたのであります。

以上がこの法律案の大体の骨子であります。が、いずれも熱烈な地方の要望のある緊急事項でありますとともに、本制度の血肉となる重要事項でありますから、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

○小笠原委員長 これにて提案理由の説明は終りました。引き続き本案に対する質疑及び討論に入ります。

○松浦委員 この際質疑討論を省略いたしまして、ただちに採決せられんことを望みます。

○小笠原委員長 ただいまの松浦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり

よりますと、全國でこれのいわゆる損失の赤字金が十一億円に上ると言われております。それから未整理のものが二十億円だと言われておられます。
こういう厖大な金が、たとえば新聞で伝えられるところによれば、運搬中ににおける紛失とか、いろいろのことを傳えられておりますけれども、こういう点は一事事実であるかどうか。

○三浦政府委員 先ほども申し上げましたように、新しい買入れをやりまするために、三月三十一日現在で、予算に示しておる薪炭証券の発行額を二十一億四千万円にまで圧縮いたしましたのを、きらに借り出さなければならぬ。その関係から当然この財産状態がどうであつたか、いうことが強く深く検討されまして、今申し上げました長野におきまする、一部ではあるけれども、その実績内容等を考えまして、いろいろ推定した結果、約十一億がそろいうようないわゆる欠損のような形に今日あるのではないか。そのうち一億五千万円は昨年度の末における欠損であり、新たに九億九千万円ばかりが本年度といふ形になるのではないか、今のところこういうような見込みでありますのが、七月の決算の際でなければ詳細はつきりわからない。私どもいたしましてはそういつた検査の実績にかんがみまして、極力ほんとうに帳簿と合わすように各木炭事務所あるいは内部の関係の方を現に督励をしてやつておりますけれども、しかし少くとも十一億あるいは二十億というような厖大な金が、大体推定によつてそうなるのかもわからぬりわからぬと言つておりますけれども、

いとしうことがあなたの答弁としましては、遺憾ながらこれを認めざるを得ない。新聞紙には報ぜられているが、それがここでの答弁では七月にならないところからない、という答弁でありますければ、も、そういう厖大な金がわからぬとして済まされては困る。しかも、実際の農業実を新聞の方には語るけれども、薪炭は委員会、この衆議院ではそういう質問をするならば、あるいは問題になるかもわからないというような考え方で答弁をされると、実際困る。しかばね毎日新聞を読んでおられると思いまよが、これに出たる薪炭の問題で、間違つた面はどこであるということをはつきり言つてもらいたい。

木炭、立木のまま木炭と申請したものの代金を支拂っていた。それから三は、「販賣業者からの未回収金が積り積つた。」原因はここにあげられており、この原因がその通りであるかどうか。もちろん長野の一部であると言われますけれども、これは全國的な問題であろうと思う。従つて先般お聞きいたしましたときは、いわゆる薪炭、木炭あるいは木材等に関しては、不正がないというように御答弁をいたしましたけれども、本日これを見まするならば、實にこのもとにあるいは不正が行われているがゆえに、こういうことがあつたというようになれば感づられるのでありますけれども、この点についてはつきりお答えを願いたいと思います。

○三浦政府委員 そこにあげてあります、ただいまお読みになりました項目は、検査員が実地検査をいたしまして、その帳簿通りでなかつたところの薪炭についての原因別の項目の一部でござります。でありますので、これについては、そういうものがそれぐれ遺憾ながらあつた、こういうことであります。それで全國的には、私どもその木炭事務所等について、そういう種類別のものを、ただいま実際について、はだかに事実通りに調べてよこします。ようて、改めておるところでございます。それで十一億と先ほど申し上げましたのは、日本銀行から生産者の製品を買うべく新しく金を借りるために極力推定したときの数字でございます。○坂本(實)委員長代理 竹村君簡単に願います。

○竹村委員 しかし問題は、今言われたように、十一億あるいは二十億といふにまことにござるが、これがどうかが積り積つた。原因はここにあげられており、この原因がその通りであるかどうか。もちろん長野の一部であると言われますけれども、これは全國的な問題であると思う。従つて先般お聞きいたしましたときは、いわゆる薪炭、木炭あるいは木材等に関しては、不正がないというように御答弁をいたしましたけれども、本日これを見まするならば、實にこのもとにあるいは不正が行われているがゆえに、こういうことがあつたというようになれば感づられるのでありますけれども、この点についてはつきりお答えを願いたいと思います。

うように推定されているような問題を、わけもなく單に調査で済ますといふようなことでは、今日國家財政の面から見ましても非常に大きな問題である。今政府の言つておるところの定員法によつて官公吏を首切るという場合ににおけるとしても、たとえば退職手当金というようなものがまだどれだけにかかるかはつきりわからないというような状態のもとに置かれているこの際、一方特別会計なるがゆえに、あるいは十一億、二十億というものが、いろいろな不正なる事実においてこういうような形で濫費される。しかもそれが單に調査中であるということにおいては、われ／＼として納得いたさないであります。つきまして、これはいよいよ委員長にお願いいたしたいのでございますけれども、この問題は全國的な問題であると思いますので、頗るくは委員諸君の御同意を得まして、これはいわゆる國政調査として、調査の小委員会をぜひとも組織されんことをお願ひいたしまして、そうしてその調査員によつて詳細に調査してもらいたい。その原因を調査いたしまして、不正があるとすれば、その不正の根源はどこにあるのか、あるいは政府は最近官公吏の首切を言つておりますけれども、今この報告から参りますると、一縣においてこういう経理を担当する者がわざか五十人しかなしというようなことを言つてゐる。先般錢林大臣の御答弁によりますれば、いわゆる定員を減少しても、決して國民に迷惑をかけぬといふことをはつきりここで言明されいる。しかしその反面において、こういふうふうな國の財産に十一億、二十億といふような不正があるということは、

われくはどうしても納得ができますので、その点ひとつ國政調査としての小委員会の設置をお願いいたしました。

なお続いてお尋ねいたしたいのですが、たとえば秋田縣の大館町の問題でありますけれども、この當林署におきまして、終戦當時多くの木材が拂い下げられておる。しかも拂い下げられておるというよりも、むしろこれはその當林署から、北秋木材株式会社とかあるいは片岡木材株式会社とか、いろいろ大きな材木業者に対しまして、角材あるいは厚板等を生産させるために、火濱海軍工廠から多くの材木を委託しておつた。しかも、これはずれども、これの代金というものがおそらく回収されていないという問題が出ておるのであります。しかもその額を申し上げますならば、非常にこれも大きな額である。たとえば、詳細に申し上げますと長くなりますので、一括して申し上げますけれども、大体木材にいたしまして十五万石、代金といなしまして一億二千万円、こういう金がそのままに放置されているといふことが言われておるのであります。この問題につきましては、ある摘要者が、一般の議会に対して、衆參両院並びに時の檢査局に対して告発しておる。それに対しては、一体大藏省はどれだけ代金を御回収になつたか、こういう点式なことになりますと非常に時間ををお伺いしたいのです。

の数字は完全無意味な結果になりますし、そこに莫大なやみの木材があるといふことを指摘せざるを得ないことになつて来るわけなのであります。これについて、農林省としてはどういうふうに考えておるか、お伺いいたしたいと思ひます。

○小笠原委員長 休憩前に引続き、会議を開きます。
それでは前会に引続いて、肥料配給公團令の一部を改正する法律案並びに食品配給公團法案を一括議題とし、質疑を継続いたします。

て、その上に統制機関の簡素化、行政機構の整備等、こういう考え方方に立つてこの二つの公團を整備しよう。こういう理由にうかがわれるのであります。第一この二つの公團の取扱つております品目は、その本質において全然違うのであります。食料品配給公團

ストックされるわけでありまして、それがみそ、しょう油の原料としまして、しょう油工場に配給されなければならぬ。そうしますと、それをどこへどういふようにわけるかということにつきましては、やはりみそ、しょう油の主原料としての関係におきまし

移内容は全部違うというところからおののおの別にこれを設立させたのでありますまして、その当時あなたは食品局長として、この原案作成に参加している。その当時はそれでよくて、今日になつてこれを特に統合しなければならぬという理由は成立したぬと思う。この点に

○三浦政府委員　ただいまの御質問の御趣旨ははつきりいたしませんが、これを二つにわけて考え、生産者関係の、途中の駅ないしは中間の貯木場に、生産過程中に持つておつたものについて、その数字が縣別にどうといくことにはならないと思う。これは林業

○小笠原委員長 農林大臣はまだ見えません。政務次官が見えております。
○井上(辰)委員 農林大臣はちつとも出て来ませんが、どういうわけですか。
○小笠原委員長 いや、ときどく出で
か。

は、主として配給統制物資を扱つておる。油糧公團は指定生産物資と指定配給物資との二つを扱つておる。全然その性質が違うのであります。この二つを一緒にいたしまして、一体業務能率が高まると考えておりますか。われわれは少くともそつは考えてないので

る程度におきましては意味があることでありまして、両公園の統合につきまして、そういう意味から考えられる、こういうことを提案理由の際にも御説明申し上げた次第であります。

ついで伺いたいと思います。
○三塙政府委員 私は、今申し上げましたことが、統合の全面的な理由であると
いう意味で申し上げたのではないで
す。ありますて、もちろん一昨年法案が本
國会を通過いたします際には、別々に
する理由があつたのでありますけれど
、つゝ後今日までおきつた上に、

野の関係の調査によらなければ絶対に
からないだろうと思います。従つて先
ほど申し上げましたように、生産者の
持つておる生産過程中であつたものに
ついては、とるべきでないということ
ははつきりしておると思います。それ
から木太業者の方へ手渡し問題、

○井上(長)委員 本法案の審議に入つてから一度も出ませんが……。

○小笠原委員長 あなたに御答弁するに満足な政務次官が参つておりますから、どうか御継続願います。

○井上(長)委員 出ませんか、出ますか、

ありまして、そういう点は局長は長い間食品局長としてこの二つの公團の成立に当つて、いろいろ実際の業務の監督、指揮、命令をやつて來た現実から考えて、この二つが業務能率を高めるために、統合しなければならぬといふ理由にはならないと思いますが、この

本公園が從外民間統制機關でやられておりますのを、政府機関に直します場合に、別々にこれを設立したゆえんはどういうわけですか。最初油糧公園、あるいは食料品公園とそれぐれ内容が違ひ、取扱品目が違ひ、また業務内容が異なると、うところで、二三ら

りまして、政治的にもこれを統合するいろいろな理由があつたわけなのであります。これはわれく事務当局があるいは申し上げられぬ範囲ではないかと思ひますけれども、政治的にもいろいろ強い理由があることと思うのであります。

か、じゅうじゅ。
○小笠原委員長 出ます。
○井上(鬼)委員 何時ごろに出ます

○三塙政府委員 われくも食料品配給公團と油糧配給公團の取扱物資が、主点に対する事務當局としての意見を伺つておきたい。

の公團別個別に設立をさせたので、もし今あなたがおつしやつたような理由ならば、出発當時において統合すべきものであつて、その当時はそれでよし

ります。さらに今お尋ねの点は、事務的に統合すれば一体どういう点が便利になるのかというお話をありまするが、それにつきましては、こういうよ

字をつかんでおるつもりであります
て、府県別にさよう大きな数字の差
があつたということになりますなら
ば、私ども林野當局としても、物價廳
○小笠原委員長　その時間はお約束し
ないが、あなたが質疑を継続している
うちにこつちで連絡をとりますからお
やりください。

全面的に関連性を持つておるとは思つておらないのであります、ただその中には関連をするものが相当部分あるということを申し上げているわけであ

のであって、今日になつてこれをえて業務内容が関連性を有しておるといふので、統合する理由は成立しません。少くともそんな見通しのつかない

○坂本(實)委員長代理　それでは午前の方と、どういうふうな基礎から向こうはできたか、この点を明らかにする必要を感じております。

○井上(良)委員 それでは大臣の質問はあとまわしにいたしますが、この際に特に事務当局に質問をしておきたいのは、昨日ちょっと触れましたが、公團統合の根本方針の問題について伺いたいのであります。この提案理由にもござります通り、この二つを統合するの

ります。例を上げますならば、みそ、
しょう油の主原料でありますところの
蛋白としての大豆、大豆かす、大豆粉
は油糧公團の取扱いでありまして、そ
の意味におきましては、相当な関連性
を持つておるわけであります。さらに
具体的に申し上げますと、現在におき

いわば一年かそこの期間を切つて、政府の責任においてこれらの業務を行おうとする場合に、そういうことが予想されないはずはないのであります。これは食料品配給公團、油糧公團のみならず、食糧配給公團及び飼料公團の場合でも同じことであります。

は業務能率を高めるということが一つ、それから一つはこの両公團が比較的の関連性がある、こういうことをあげ

ましても問題が起つておるのでありますけれども、大豆を工場で油をしぼりますと、当然その工場内にかすとして

す。食料品配給公團と油糧公團とわけましたのも、ほとんどこれはわけるほどのものはなかつたけれども、その業

関係は扱っていないのです。製品関係だけであります。私はこの前の食料品配給公團の問題で質問をいたしました

の、公園をなへても國民に向つて

かの頃いたと見えます。

てさえ、なかへやつが、なづらへ

四
當

苦痛をも感じられないような態勢が生み出されて來たというときには、これはおのずから廢止するのであります。

○森國務大臣 それは残します公園が、特に今日の段階として廢止できないうのが、食糧とそれから肥料であります。食料品の方は、御承知の通り

な問題が横たわっておりまして、実際の動きをいたしましては、数箇月の後でなければできないというような事情からあります。まことに油量で

考えております。しかしながら末端配給あるいは運送等の部面においては、今現在におきましても手不足で困つておらぬござります。二三末端の整理

開止するということは私の方にござりませんが、廢止し得られない現在の事情であります。それでありますから、今までやるつもりだということをお尋ねになりますても、その事情がはつきり把握できるまでは、これは公團として持つて行かなければなりません。皆おどります。食料品の方は、従前矢の通りみそ、しょうゆというものが規格の下に統制配給せられておりますので、これも一つの今ただちにこれを公團から廢止するということが事実上不可能である。またそのほかに飼料あるいは油糧のごとき、連合國から輸入される

團のものであります。そして、油脂公團のように厖大な資金をもつて、外國油脂から國内産、あらゆる脂原料を扱い、またこれの生産から配給の事務まで扱うておるものと、それから一方みそ、しようゆと全然性質を異にしまだ内容を異にいたしますものと一緒に、またあなたの方にしておることと思いますが、そういうことはあえて押し切つてやらなければならぬという必要はないのです。

おるのであることをことに未だの整理のために消費者國民が迷惑するということはたゞへんなことでありますから、第一線に活動しておる面に対しましては増加するかもしれません、決して整理はしない方針をとつておるのであります。ただ事務の整理、いわゆ

さんがおくりなさつたときにも、これは一年限りの存続機関としてお定めになつたのです。これは一年になつたのです。これは一年たつたら必ず公園というものは廢止をいたしまして、民間に移してもいいといふ自途をつけて、一年間といふ期限をお書きになつたわけではない品物を、これを受入れるという責任者をきめ、これを適量に必要な所にまわすというこの組織が、やはり公園の式にやつた方がいい、こういうことを考えまして、これらのものをどうして残すかというときに、最も廢止し得ざる事情のもとにある食糧公園、肥料公

にいたしました場合に、なるほど法文の上では清算事務はやらないでもいいということになつておられますけれども、しかしここに一つの人格ができ上つて参りますから、当然その帳尻といふものは、それぐの公團においてつけなければなりません。そういういろとが、これが永久に続く法的処置であります場合ならば、これは一應われくは十分政府の意のあるところを考慮して、いわゆる最良の方法による案を考へて、何と申しましても、あなたが先ほど申しまして、た通り、暫定的な過渡的な法的処置す。

○井上(風)委員 これはいづれ定員法の問題のときに、人員整理の問題に関するして伺いたいと思います。私は今局考えておるのであります。

と思ひますが、法の建前からとりあげ
ず一年、あるいは経済安定本部の存続
する期間であるとか、あるいはこの法
案は一箇年間というような、暫定的な
法律でありますから、そういうような
建前になつておるのであります。そ
ういうものでありますから、現在いつま
でやるつもりだ、こうお尋ねになり
ましても、それは廃止していい時期に
合することが、実際の面において不都
合であると考へる食品、この三つの公
團をつくりまして、そうして公團の業
務の上において、お互の連絡の深い
もの、また事務をとる上において費
を省き得られるものを省く、こういう
考え方をもつてこの統合を考えたわけ
であります。

いろいろな混乱が当然起つて参ります。そうすると一年のうちで統合によるところの事務の打合せなり、あるいは計画なり、あるいはまだ跡始末なり、そういうことのために、いたずらに多くの人員と時間を費して、かんじんの任務とする配給統制事務というものは、おろそかになるという危険は起つて来ませんか、その点に対してもお考えになります。三百六十五日の過渡的な状況の処置なんです。そのわざか三百六十日の中、あえて五日の過渡的な法的措置の中に、あって混乱を生む必要はないと思う。そこにはあなたと私の見解の如いえば、それはあなたと私の見解の如違と言われるかわかりませんが、少くとも私は意義がないと思う。統合した意義があればいいけれども、意義がないことをやつたのでは、これは役に立たない

長にも伺つたのであります、御存じの通りこの両公團は設立されましてまだ二箇年しか経過しておりません。しかも二箇年にまだ四箇月も足らないと、いふような現情におきまして、さらにこれを統合しようといふのでありますから、どうしてもここにひとつ統合の基本的な理由が起らなければ、われわれとしては賛成するわけには参りませ

○井上(辰)委員 私がさいぜん事務担当に伺いましたのは、業務内容なり、あるいはまた関連性なり、また能率化等について、いろいろ聞いたのでありますけれども、われくは納得するほどの大きな理由を持ちません。と申しますのは、御承知の通りこの公團の存続期間は一年ということに大体なつておる。一年という期間をきめて、そしてこの二つを統合するということになりますと、実際同一業務の内容を持ち、同一的な経理の内容を持つておなつたときに廃止するということよりほかに、お答えの道がないのであります。
○井上(辰)委員 よくわかりました
が、廃止したいという氣持と、廃止せられる時期というのは大分違うのでありますて、われくは今の大臣の答弁が、日本の立つております諸情勢から当然であるうと考えます。そういう一つの見通しを立てました上で、この二つの公團をこの際特に統合せなければならぬ理由というものについて、大臣

○森國務大臣 残りますか。

○森國務大臣 心配いたしますと切りがありません。どんな問題が起つて來るか知りません。決して私は今井上委員のお述べになりましたような事務の錯雜のために、配給本來の使命が怠たらぬようなことは断じてない、かようになります。決して御に考えておるのであります。

心配をして、いたぐらくなうことなしに、この仕事がスムースにやり得ると思うのであります。

○井上(良)委員 あなたはそう考えて

○森國務大臣 らうようにお願いをしなければなりませんが、同時にこの統合によつて、この案によりますと約二割の人員を整理するといつておりますが、これは實際やるのでござりますか。それで整理の方針内容等について伺いたいと思ひます。

○森國務大臣 見解の相違でありますから平行線であります。この整理につきましては、大体整理事業を機といたしまして、事務合

ん。何かこれを統合するのには、政治的に大きな意味が含まれておはせんか。たとえば人事の問題について、現在の食料品配給公團の総裁、副総裁、油糧公團の総裁、副総裁、こういうものはどうも氣に入らぬから、一つこの際これを統合して、天くだり人事でもつて、都合のいい人事をすぐかえてやろう、こういう意図がないとも言えません。もしそういうようなことがかりにあるとするならば、それはあまりにも國民の實際の生活と現実というものの

も絶対これに賛成するわけには参りません。同時に特に一年と区切らなくて、今大臣が申しておきました通り、この情勢は今後相当続いて行かなければならぬ。そのためには從来民間会社の統制にこれをやだねておくわけにはいかぬというところで、政府の責任において一手買取り一手販賣をやる方式に改めたのでありますから、それをことさら一年と区切つてくよりも、三年なら三年、五年なら五年というようにした方が、かえつて業務内容が整理され、また職員にいたしましても落ちついた氣持で仕事をすることになりますが、公團運営についての責任のある仕事ができない。公團がもし解散されたときには、何とか新しい生きる道を考えなければなりませんから、いろいろな手がそこに打たれる。これはあなた監督機関になつておりますが、本日の日本経済に出ておりますように、大阪の食糧公團の支局長が、今検察廳の取調べを受けておる。その内容は一千万円の金の行方であります。これは何ゆえにこういう事件が起るかと言いますと、いわゆる公團がいつ何時解散されると計画したところに、こんな事件が起つておる。たとえは油糧公團においても、いわゆる第二会社的なものがてきておる、しかし油糧は全國一本の統制になつておりますから、第二会社

をつくつても何ら油を扱うことはできないのです。できないにかかわらずつくつておる。そうしてドラムカンを修繕するとか、運送をどうするとかいうことで、油糧公團にくらいいついて来ておる。あるいは食糧分團を見ても、たとえば空袋を、あるいは運送を、あるいはまたぬかの搾油、こういういろいろな第二会社をつくつておる。そういうものをつくらなければならぬ。公團関係者がいろいろな名前をかえ、あるいは家族の名義によつて出資してやつております。要は公團がいつやめられても飯が食つて行ける。こういうようないい事情を、私ども何とかして防ぐためには、どうしても公團を三年なり、五年なり永続性があるということを政府が明らかにする必要があらうと思いますが、この点に關する大臣の所見を伺いたい。

一年といふものを期限としてあるのであります。御承知の経済安定本部のごときも、臨時の措置であるというのと、ああいう官廳の組織すら、一箇年という年限を切つて制定したことも御承知の通りであります。それでありまでも、この一箇年の期間において、經濟の変動あるいは經濟の動き等によりまして、公團はやす／＼と廃止の行動に出られるという經濟上の自由を與える立場において、こういう法が組織されると私は考えておるのであります。もしも一年間たちましても、これを廢止する機運が起きておらなければ、本年のごとくこれを当分延期し、さらにまた延期し得ることも、國会の御協議によつてなし得られるという便法も考えておくことが、こういう經濟に対する法律の上において便宜であると考えておるのであります。もう一つはそういつた期限が一箇年というような短期に限定せられるために、何どき離職せなければならないという立場で、第二会社のようなものをつくつて、そつして不正を行つていうようなことが行われておるというお話をありました。私がその実情を詳しく存じませんが、もしこれらの公團を背景とし、この公團を利用して、そういうふうな、仕事のない、しかもこの公團を利用すべき性質の会社ができるというようなことがあれば、これは法上断じて許すべからざることでありますから、どうぞ井上委員においても、さよな会社に対しましては、摘発の行動に出でいただきたいことをお願いする次第であります。

閣——食糧配給公團はまだ提案されておりませんが、これらの公團の人員の整理の問題は、一体どうなつておりますようか。これらの公團は末端配給をそれ担当しておりますと、現在においてさえ人員が非常に不足をしておる。特に食糧配給公團は、家庭持込みその他のことさえ實際不可能な現状において、非常に人員の不足を告げておると言われますが、これもやはり画一的に整理をする予定でござりますか、これらの点について伺いたいと思います。

○森國務大臣 それは先ほどちよつとお答えいたしたのであります、サービスを悪くするということは、非常に國民諸君に対して申訳がないのであります。例を食糧公團にとって考えてみましても、まだ整理の人員は二割といふことを原則として考へているのであります。例を末端配給事務を取扱つておるもの、あるいは製粉工場を持つておるもの、あるいは運送を担任いたしておるというようなものは、これは整理の除外にいたして行きたい、かように考へておるのであります。そうして事務のいわゆる中幹部以上の上において簡素化をはかつて整理を行ふ。これは定員法というものがないのでありますて、公團の定員は主務大臣これを定めるということを主務大臣が定めると、この機構を調査いたしまして、これこれならばこのくらいな定員で行けると、いうことを主務大臣が定めると、この機構を直接國民に当るところの末端の機構、直接國民に当るところの部面においては、決して整理をすると、いう考えは持つておりません。

によりますと、通轉資金は復金による、こういうことになつておりますが、現在復金は積極的な活動を停止しております。そのため公團の金融はまつたく杜絶いたしまして、すでにかれこれ二箇月近い日にちがたつておる。しかるに、今日に至るもまだその道がはつきり開けてない。公團は法令によつて一手販賣、一手買取り機關になつておりますから、当然その生産者が生産をいたしました製品を、公團に賣り渡さなければならぬ。ところが公團にそれを買ひ取る金がない。このためにどれほど生産者がその金融に困つてゐるか。これに対しても法的にはつきり復金によつて金融の道をつけるということになつておりますが、何らその措置を講じてやらぬために、どうにもこうにも動きのとれぬ状態になつておる。これはいつ一体金融の道が開けますか。現在火のつくような金融梗塞を、どう一体打開しようと思ひますか。これについて伺いたいと思ひます。

が相当うまく行かなければ、輸入大豆についていろいろ指示があつたりして、なか／＼やつがいがありましょから、せめて國産大豆の一部でも、大豆自身をみそ原料に割当てるというやり方をとられた方がいいじゃないかと、われ／＼は考えますが、この点について伺いたい。その三つについてまず伺いたい。

○三堀政府委員 魚油は昨年以來これも井上さんよく御承知の通りに非常に成績がよくなつておるのでありますて、この考え方で今後とも一層その集荷に努めたいと思つております。ただ今後の見通しにつきましては、もちろんいわしながらしなりが、どの程度にとれるかという問題とからんで参りますので、私どもからは的確なお答えがきかねるわけなのであります。ただ上つたものにつきましては、できるだけその集荷に努めたいと思つております。鯨油もだん／＼に年々成績がよくなつておりまして、今後ともこれはわが國の油脂供給源として、大きな期待を抱いている次第であります。

りはずして、特別な取扱い機関を別に設けたらどうですか。それをはずすとともに、魚肥が相當やみで流れておりますて、これなしでは夜が明けぬという事態であるわけなんですか。それでこれを一部飼料として集めまして、いわゆる自主的統制といいますか、そういう面でこれを配給しておるところもあるのです。実際農家が血の出るようない要求しておりますこの魚肥を、何とかこれをひとつ手を打てぬものですか。実際は動いておるのであります。これは肥料公園ができるときにはずしたのであります、が、実際の経過から考えてみて、もつと價格その他の点を考慮し、もう少しリンクその他をうまく考慮しまするならば、相当政府の取扱い物資として抑えられやせぬかと思うのですが、その経過的内容といいますか、そういうものについて、御説明願いたいと思います。

ありますけれども、これは非常にや
り統制はいたしますものの、いろ／＼
むずかしい点があると思います。そ
で一面から見ますと、現在こういう
のが果樹肥その他に相当流れている
そこで果樹等に対する化学肥料の配
は今まで非常に押えておつたのであ
ますが、この方面に対しても化学肥料
を相当増配をするという方策をとり
して、魚肥を統制のもの並びに統制
ないものまでも、ある程度万遍なく
必要な地方に必要なときに行くような
うに持つて行きたい、こういう考
えおるわけであります。

○山添政府委員 これは貿易廳の特別会計があるわけでありますから、貿易廳の特別会計を通つたらいと思ひますが、その点に對してはどう思ひますか。

○山添政府委員 これは貿易廳の特別会計があるわけでありますから、貿易廳の特別会計を通つたらいと思ひますが、その点に對してはどう思ひますか。

○井上(辰)委員 そうなりますと多少引取價格は安くなりますか。

○山添政府委員 別に安くはないのであります。

○井上(辰)委員 そうすると結局足を延ばすだけ損ということになりますか、運賃が損ということになりますか。

○山添政府委員 これは当然その部分だけは安く肥料配給公團が引受けるべきであります。が、その点につきましては、貿易廳の方において、当分のうち元の價格で賣つてくれんかというふうな話でありまして相談をしておるわけであります。

○井上(辰)委員 次に肥料の配給の方でございますが、御存じの通り、政
府は麦作に対するは疏安なんぼ、何をなんぼ、こういうふうに割当てておるわけです。ところが實際は疏安のあま
りいらない地帶、石灰鎗素がもつとほ
しい地帶があるわけです。ところが画
一的な配給割当をやつておる。これは
この前の議会にも私問題にいたしまし
て、要求をしたら、そういうふうに漸
次改めると言つております。けれども

も、一向改つておりません。よほど農林省でもつてやかましく言うか、また割当の趣旨、内容をよく調べて、縣の方へでも交渉してもらう手続でもとらんと、なか／＼改めません。實際肥料を使うのは農民でありますから、ここにはどういう肥料がよくきく、ということは一番よく知つております。政府は全國の農民に対し、どういう肥料がほしいかという世論を一べん調査され、その縣々で、この地方はこういうものがよけいいる。こういうものはことういう方面に早くまわした方がよいと、いろいろな地理的條件や地力等を考慮しまして、立てることが必要ではないかと考えますが、それらについてのお考えはどうでありますか。

いう実例があるのであります。私の知つてゐる地域におきましては、そのことを申しまして、農林省にも頼みに行きましたけれども、なかへ石灰素だけをやるというわけにいかぬ、こういうわけで應じないのです。現実に増産を阻害しているこの害虫を、肥料と一石二鳥によつて撲滅するやり方をやろうとするのはどういうわけですか。

○山添政府委員 これはひとつ御相談して、そういうふうにやりましょう。

○井上(夏)委員 先般通過しました食糧管理法の一部改正の法律案では、消費者が主食を耕作する反別は二畝以内と限定して、二畝以上をつくつてしている者は主食を差引く、こういうことになつてゐる。そうすると、一部保有農家に対する肥料の割当はどうしますか。

○山添政府委員 現在供出割当のない家庭菜園的なものは肥料を配給しないものであります。はつきりいたしまして、配給が差引れるということになりますれば、これは当然配給をすべきものと考えております。

○井上(夏)委員 最後に都市雇用の肥料化の問題について伺いたい。御存じの通り、最近の食糧状況から、供出割当が非常に多いという声は、全國津々浦々の農村地帯に巻起つておりますが、特に私の調べたところによりますと、大消費地を中心にして近郊の農村に割当が非常に多くなつておるのであります。現に私どもおります大阪府におきましては、全國一の反収であります。

〔山村委員長代理退席、坂本委員長代理着席〕

何ゆえかくのごとき高い反収があるかとすることを調べてみますと、戦前からの反収五箇年平均をとつて押えておるためにこの反収が出て来る。しからばその反収は一体どうしてそんなに高かつたかといえば、戦争前は肥料が自由に購入できた。また都市の屎尿も自由に入れることができたというようなことから、反収を上げておつたわけでありまして、過去の肥料が自由に動いた時分、また買える経済力を持つておつた時代と、今日とは内容が非常に違つておるのであります。ところがこの都市屎尿について、政府の方では、これは衛生上非常にきたないからほうつてしまえという意見と、これは非常に重要な肥料資源として活用すればええといふ、二つの意見にわかれていますが、私は肥料化することについて、政府の基本的な方針はきまつておりますか。私どもこの際特に政府に伺つておきたいのは、これは次の食糧確保臨時措置法の裏づけとして質問したいつもりでありますけれども、全國の主要消費地、特に東京横浜間、名古屋、大阪、京都、神戸、北九州、これらの地帶から出ますところの都市屎尿のうち、農村に利用される分は、疏安に換算しまして年間ざつと七万トンであります。現在わが國疏安の生産高は大体八、九十万トンといふことでありますから、そうしますと、疏安一箇月分の生産高に匹敵する肥効分を持つてある。このような屎尿に政府が全然手をつけず、これを放任して、まったく農民の経済的な、みずからの負担にこれをおつかぶせてほおつておくという行き方は、何としてもわれ／＼割切ぬものがあるのであ

ります。何でかと申しますと、化学肥料の生産については、政府は價格補給料を保護しておる。化学肥料の生産については、御存じの通り百五、六十億の金が出されておる。これを一箇月にすれば、少くとも十億余りの金が肥料生産という名前において出されておる。また肥料会社が復金その他から受けておる政府の融資といふものは、恐ろしく金額に達しておる。さらにまた肥料工場に働きます労務者に対しても、あらゆる特殊報奨物資が配給されておる。また労務加配米その他の恩典を與えておる。しかもこの都市屎尿の肥料化の問題については何らの手を打たれていない。もちろん從来これが司令部の方から御注意もありまして、多少のことは、公團の存続機関の問題であります。先ほど井上委員の御質問に對しまして、そのお答えとして、大臣から來年の三月まで一應延長するけれども、今申します通り、わが國肥料生産者を集めて協議会を持つて、その協議会に対して一部補助金を出して何とかお茶を濁して來たのでありますけれども、今申します通り、わが國肥料生産者側からは反対が起らなかつたか。消費者側からは反対が起らなかつた。消費者側はむしろ公團方式による統制方式をかえるという声が強いのです。公團を廃止しろという声に驚いて反対をしたのは製造会社だ。現在の公團といふものはだれのためにできました。だいま大臣がお見えになりませんので、私がこれからする質問についてのお答えは、大臣がおらないといけないとも思いますが、重要な問題でありますから、すでに農林省の内閣連絡もあると思いますので、この機会にお伺いします。御承知のように、公團は井上さんがたしか政務次官をしておられたときにできたと思います。

以上をもちまして私の質問は終るのあります。以上の質問に対する政府の所見を伺つておきたいと思いまして、私は、少くとも重要な肥料資源として考えておるのであります。しかし現在政府がやつております程度の施設では、なかなか困難になつておるやにも伺つておりますので、十分なる御協力を願いたいと思います。しては、井上さんは直接御関係になつておるやにも伺つておりますので、十数年後には、公團を廃止しろという声が強くなるやうな事情が違うわけでございませんが、肥料につきましては、カリはしたときに、私は公團による統制方式は改むべきだと思うのです。公團を廃止しろというのは統制をやめろということではない。統制をもつと簡素にしては、井上さんは直接御関係になつておるやにも伺つておりますので、十数年後には、公團を廃止しろという声が強くなるやうな事情が違うわけでございませんが、肥料につきましては、カリはしたときに、私は公團による統制方式は改むべきだと思うのです。公團を廃止しろといふのは統制をやめろということではない。統制をもつと簡素にしては、井上さんは直接御関係になつておるやにも伺つておりますので、十数年後には、公團を廃止しろという声が強くなるやうな事情が違うわけでございませんが、肥料につきましては、カリは

○河野(謙)委員 まず第一にお伺いしたいことは、公團の存続機関の問題であります。先ほど井上委員の御質問に對しまして、そのお答えとして、大臣から來年の三月まで一應延長するけれども情勢によつてはさらに延長するかも知れぬ。こういうふうな意味の御答弁があつたように私は聞き及びました。だいま大臣がお見えになりませんので、私がこれからする質問についてのお答えは、大臣がおらないといけないとも思いますが、重要な問題でありますから、すでに農林省の内閣連絡もあると思いますので、この機会にお伺いします。御承知のように、公團は井上さんがたしか政務次官をしておられたときにできたと思います。

○河野(謙)委員 私は今公團をやめるといふことは、統制をやめるといふことではありませんから、すでに農林省の内閣連絡もあると思いますので、この機会にお伺いします。御承知のように、公團は井上さんがたしか政務次官をしておられたときにできたと思います。その当時の公團と今の公團はまつたく性格が違うのであります。その当時の公團は消費者に最も重点を置いて、かゝるが公團であります。御承知のよう

思います。ただ輸入しておる限りにおいては、統制が必要であるということは私はわかります。その意味合いにおいて、くどいようでありますけれども、もう一度お伺いしたいのです。

○山添政府委員 これは先ほど大臣がお答えになつた通りであります。

○河野(謙)委員 今のお尋ねは大臣が出席されたときにあらためて伺うことになります。

次に私は今回行政整理によりまし

次に私は今回行政整理によりまして、各政府機関においても当然定員の変更があると思う。人員の整理があると思う。これらにつきまして、各農林省関係の公團におきまして、いかなる成案ができるおるか、それを私はこの機会に、審議を進める上におきまして必要でありますから、伺いたいと思ひます。

○山添政府委員 肥料配給公團に關しましては、これは各公團を通じてあります。予算面におきましては二割の節約をいたしております。ところが、しかば定員の二割に相当するものをそのまま整理し得るやいなやといふことにつきましては、いろ／＼問題もあるわけでござります。興味限りの簡素化をはかつて、どこまでできるか、またどういう機構でやつて行けばいいか、というようなことにつきまして、目下肥料公團の手元におきまして、検討いたしておりますのであります。成案ができましたならば、農林省に提出願つて、私どもも検討はしたいと思つておるのであります。が、現在の段階といたしましては、まだそういうところであります。

○河野(謙)委員 私はこの前、三月三十一日の期限を、本年に限つて特に三

簡月延長をして六月三十日までしたといふ政府のとつた措置、またわれ／＼がそのとき、この六月まで延長の法律案につきまして、審議いたしました通りであれば、まったく六月三十日までの三箇月延長のできる措置は暫定の措置であつて、できるだけ早い機会に整理したいという精神が政府の方にあつたことは事実なんであります。當時私は、ことし七月以降の機構につきましては、四月の十日までに、政府は資料と政府の具体的の案をつくつて出してもらいたいということを要求しておつた。しかるにこの議會があと二日、三日のどたんばに來て公團延長の法案が、ここにかけられるにあたつて、いまだ七月一日からいかなる定員をもつて、いかなる機構をもつてやるかということがきまつてしないということは、私は審議にあたつて非常に困る。しかし今のお答えですと、それが本日のところではお答えがいただけないようでありますから、私はこれはまた別の機会に、どうしても本委員会の審議にあたつて、聞かなければならぬことと思ひますので、これは保留します。

取扱いからははずす。あるいは輸入骨粉等も取扱いからははずす。またかます等今せわをしておりますが、こういうものも、時期を見てだん／＼やめて行きたい。業務内容において得る限り簡素化して行きたい、こういう考え方であります。

○三堀政府委員 食品公團法につきましては、お示しございました通りに、現在の食糧品の取扱い物資の中から、カン詰とグルタミン酸ソーダをはずしておるわけでございまして、今後の問題につきましては、先ほど大臣からお話をございました通りに、今後的情勢によつて整理すべきものが出来ました場合には、整理すること以外にちよつと今御答弁の仕方がないかと思います。

○河野(謙)委員 今いただいた御答弁、私はきわめて不満足であります。しかし審議の進行の都合上さようなことを言つておつても進みませんから、次の問題に移ります。定員も減り、機構も簡素化され、取扱い品目も減り、その結果として当然價格の面にも引下すべきものがわざかでも出て來ると私は思います。先ほど井上委員から、貿易公團の話がありましたたが、貿易公團という龐大なる組織がなくなつて、貿易廳と直接の取引になつたにもかかわらず、これが價格の面に一つも響いていない。貿易公團の経費というものはどこかに出て行つておるというようなことがあります。今後におきましても、これを取扱い品目を減らしたり、定員を減らし、機構を簡素化して、しかも消費者の價格が同じということはあり得ない。こういうことのないように、この機会に希望しておきます。同時に私はこの機会に、取扱い品目の問題で、一つ

特にお願ひしておきたい。これは肥料の問題でありますけれどもかますの需給関係につきましては、山添さんはすでに十分御承知のはずですが、今かますとの需給関係は、かますが余つておきますの需給價格でかますを買つておるのれど、これは私はつきり言います。政府はどうのようなお見込みであるか知りませんが、今かますは余つております。今公定價格でかますを買つておるのれど、公園だけである。公園以外の民間機関は、かますをそれ以下で買つておる。かような状況にありますときに、公定價格は、肥料のかますが一枚五十何円のものが、肥料公園が扱うがゆえに、いろ／＼口銭が入つて、九十何円になつておる。需給関係は、たゞいま申し上げたような状況であります。これをもつと詳しく述べたいなれば、本院の民主党におられる千葉縣議会の専門家田中豊君に、こゝに出ておられます。専門家田中豊君によつて説明してもらえばはつきりします。今後取扱い品目の整理をするときわれますけれども、私はかますの問題につきましては、少くとも今申し上げたようなはつきりした事情におきましては、この機会にかますにつきましては公園の取扱いをはすすという態度をとつて、いつにするかといふことは、さきに思ふものであります。この点につきまして御見解をお願いいたします。

ればいけないということは、おわかりだと思います。

この際農林省はこの一元化の問題について、主張される御決心があるかどうかということを、私はお伺いしておきたいと思います。

○山添政府委員 この点についての農林省としての見解は申し上げるまでもないと思いますが、現在のような、商工省が生産を担当するということになりました動機は、関係方面的意向が非常に圧倒的に重要な要素をなしておつたのであります。そこで本件の解決は非常に困難性を伴うものと考えておる次第であります。

○河野(謙)委員 肥料行政を二元化したその当時の事情は、関係方面的意向が強かつたということはよく承知しております。しかしその主張の根拠は指定生産物資の問題だつた。その最も大きな原因であつたところの指定生産資材の問題は、その当時と現在とはまったく事情がかわつて來ております。さうな意味合いから、この機会に肥料行政の一元化には、十分農民の立場として農林省は御盡力を願いたいということを申し上げまして、本日はこの程度でこの質問を打切りります。

次に肥料の取締法の問題であります。が、肥料の取締法が明治四十年かに制定されて以來、一度も改正されておらない。従つて現在の肥料取締法によりましては、ほとんど取締りの実績をあげ得ない。そこにまたいろいろな不正が続出しておるのであります。これが肥料取締法の改正を、今國会には間に合いませんが、少くとも来るべき九月に予想される臨時國会に、御提出になる準備ができるかどうかといふことを、私はお伺いしておきたいと思

います。

○山添政府委員 法案は準備いたしておるのでありますけれども、予算の関係上実現しなかつたのであります。從つて臨時國会に提案するかどうかとい

うことにつきましては、新しい予算が組めるかどうかということとも考え方で、處置をいたしたいと考えておられます。

○河野(謙)委員 最後に時間もありませんから、ごく簡単にもう一点伺いたいと思います。まず肥料は御承知のように、すべてと申して、いくらいに硫酸を主として原料とした肥料ばかりであります。いわゆる酸性肥料ばかりであります。この結果として、非常に全國の土壤の酸性化という問題が大きくな問題となつておるのですが、今後農林省はこの現在生産して配給しております硫安なり、過磷酸肥料を、中性の肥料に切りかえるように商工省と連絡をして、生産の指導をする御意思があるかどうか。聞くところによりますと、過磷酸のごときもすでに実験が済みまして、硝性の磷酸肥料ができるやうに聞いております。また尿素肥料は北海道の一部にすでにできております。それらのものを私はもう少し生産を助長して、現在の酸性肥料を中性肥料に切りかえるということについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○山添政府委員 これは土壤の関係からも、また肥料生産のネットがバイライトにあります点から考えて、私は硫酸を使わない肥料の実現方を希望しておるのであります。これらにつきましては、それすぐ研究と、一部試験的な意味であります。工業化され

ておるものもあるのであります。これ

につきましては、十分なる研究と、ま

た必要な指導と申しますが、そういうようなことをやつて参りたいと思

ります。これにつきましては、公團の存続期間は、長くて來年の三月という前提において、政府が考えておられるところ

であります。従つて私は公團の合併の問題につきましては、公團の存続期間は、長くて來年の三月という前提において、政府が考えておられるところ

であります。これらにつきましては、い

ずれ大臣でもいらっしゃったときに伺う

ことにして、本日はこれをもつて打切

ります。これをお伺いしたいと思

ります。なお他の質問はいずれ大臣か、政務次官なりが來られたときに、あらためて御質問いたしたいと思

ります。これが最後にもう一つ伺いたいのは、油糧公團と食料品公團の合併の問題であります。私は頭にこの公團は來年の三月までにはつきりやめるのかどうかということを伺つたのに関連がありますが、來年の三月なり、もしくは早く本年十二月に公團をやめる意図で

○山添政府委員 輸出農作物につきましては五万八千トン、これを手配をいたしました。

○坂本(實)委員長代理 この際暫時休憩いたしたいと存じます。

午後四時八分休憩

午後四時三十分再開

○小笠原委員長 休憩前に引続き、會議を開きます。

本日はこの程度にとどめまして、次会は明二十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後四時三十一分散会

(参考)

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

特殊勝馬投票券に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十四名提出)に関する報告書

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)